

## 令和7年度インフルエンザ予防接種費用の助成取扱要領

(目的)

第 1 三重県自動車販売健康保険組合の被保険者及び被扶養者の健康管理、疾病予防に寄与するため、インフルエンザ予防接種費用の一部について助成を行うことを目的とする。

(対象者)

第 2 三重県自動車販売健康保険組合の被保険者及び被扶養者とする。

(助成金額)

第 3 助成額は1人2,000円を上限とする。  
(接種費用が2,000円未満の場合は実費額)

(助成金の申請方法)

第 4 別紙「インフルエンザ予防接種費用助成金申請書」に領収書の原本を添付し、三重県自動車販売健康保険組合に提出し、助成を受けるものとする。

(助成金申請の限度)

第 5 当該年度につき、被保険者及び被扶養者各1回限りとする。  
※2回接種法の場合は、2回で1回とみなします。

(接種助成対象期間及び申請期間)

第 6 (接種助成対象期間) 令和7年10月1日から令和8年1月31日まで  
(申請期間) 令和8年2月28日まで

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。